令和８年（フ）第４３４号
大阪府岸和田市南上町１丁目39番７―103号
債務者　畠中　悠人
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４３９号
大阪府泉大津市東豊中町３丁目６番32号
フォレスト泉101号
債務者　上田英美子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４０号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地52棟804号
債務者　山田いずみ
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４４号
大阪府阪南市尾崎町１丁目40番11号
債務者　小野　友紀
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４７号
大阪府泉南市馬場２―38―14　和泉南病院内、住民票上の住所大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地46棟312号
債務者　中井　幸子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４８号
大阪府岸和田市土生町２丁目１番21号　ユウビルディング401号
債務者　夏目　勝行
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４９号
大阪府泉南市新家1414番地の100
債務者　田中　妙子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４５０号
大阪府貝塚市津田北町17番２―907号
債務者　冨井　真緒
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４５４号
大阪府泉南市樽井６丁目３番52号
債務者　大前　美泉
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４５５号
大阪府岸和田市北町15番12―202号シャンブル北町、住民票上の住所大阪府岸和田市土生町５丁目12番７―401号
債務者　片山　峻平
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４５６号
大阪府泉南市樽井３丁目37番22号　泉南プレミアムスイート103号
債務者　品田　　幸
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６０号
大阪府阪南市桑畑559番地の18
債務者　矢野　利絵
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６２号
大阪府泉大津市高津町12番６―105号、前住所大阪府泉北郡忠岡町高月北１丁目11番23号　ライオンズマンション104
債務者　小島　律子（旧姓梅田）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６３号
大阪府和泉市箕形町２丁目１―12―206、住民票上の住所大阪府和泉市箕形町四丁目６番94号
債務者　岸田　太一
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６４号
大阪府岸和田市松風町15番40号
債務者　安原　　亮
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６５号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地　12棟201号
債務者　松尾なを子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６７号
大阪府岸和田市下野町１丁目11番18号、前住所大阪府岸和田市磯上町５丁目18番３号
債務者　岡野慶次郎
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係